

## ソフトウェア使用許諾契約書

この使用許諾契約書（以下、「本契約書」という）は、株式会社グラフィック（以下、「当社」という）が提供する、箱展開図作成プラグインソフトウェア「箱ラク<sup>®</sup>」（以下、「本ソフトウェア」という）をご使用になるお客様との契約です。また、本ソフトウェアは当社から提供する内容に一切の改造等を加えられることのない状態で、お客様に提供されるものです。お客様は、コンピュータ装置に本ソフトウェアをインストールし、ご使用になられる場合には、本契約に定める規定に従って本ソフトウェアをご使用いただくことに同意いただいたものとしします。

### 第1条 定義

本契約において使用される語句は、次の意味を有するものとしします。

- (1) 「当社」とは、株式会社グラフィックをいいます。
- (2) 「お客様」とは、本ソフトウェアを使用する権利を許諾された、個人または法人をいいます。
- (3) 「本ソフトウェア」とは、当社が本契約書と共に提供するプラグインソフトウェア、及びそのコンピュータプログラム、ならびに、その派生物（当社により行われた当該コンピュータプログラムの変更、強調および拡張、ならびに操作指示書、ユーザズマニュアル）をいいます。

### 第2条 許諾

当社は、お客様に対して、本契約の規定に従って当社が別途定めるコンピュータ装置上においてのみ、本ソフトウェアを使用する非独占的、譲渡不可の制限的使用権を許諾します。お客様は本契約の規定に従って、本ソフトウェアを使用することができます。

2 本ソフトウェアに関するすべての権利は、当社に帰属します。また、お客様は前項の規定により、当社のいかなる商標、商号もしくはサービス・マークに関する権利を許諾されたものではありません。

3 お客様は、本ソフトウェアの全部または一部を複製、改変等してはなりません。

4 お客様は、ディスアSEMBル、デコンパイル等、本ソフトウェアのリバース・エンジニアリングを行ってはなりません。

5 当社は、お客様が本契約を遵守しているか否かを確認するために、必要な監査を行うことができるものとしします。

6 当社は、本契約を遵守することを条件として、お客様に対し、本ソフトウェアに関連する書類を使用する権利を許諾するものとしします。

### 第3条 期間および終了

本契約は、お客様がコンピュータ装置に本ソフトウェアをインストールされたときに発効し、本契約の規定により解除される場合を除き、有効に存続するものとしします。

2 本ソフトウェアの不正な複製又は上記の規定に対する違反があった場合は、本契約は自動的に解除され、当社は法的な措置を講ずることができます。

3 本契約の解除により、お客様はただちに本ソフトウェアの使用を中止するものとしします。この場合、第2条第1項の規定にかかわらず、本契約書の下に許諾された権利は消滅するものとし、以後お客様は本ソフトウェアに関する何らの権限も有さないものとしします。

4 お客様は、本契約の終了から7日以内に本ソフトウェアを含むすべての物件をアンインストールまたは廃棄するものとしします。

#### 第4条 著作権等の知的財産権

本ソフトウェアは、当社に帰属する著作権その他の知的財産権によって保護されており、お客様は、本ソフトウェアに関する知的財産権を侵害する行為をしてはならないものとします。

#### 第5条 保証

当社は、お客様に対して本ソフトウェアの使用を許諾する権利を有すること、および本契約を締結するための権限を有することを保証します。

- 2 当社は、前項の規定による場合を除き、本ソフトウェアに関するいかなる保証も行いません。
- 3 本条に定める保証は、第6条の制限に服するものとします。

#### 第6条 責任の制限

当社は、本契約に明示された場合を除き、権限に関する保証、著作権その他知的財産権の権利侵害がない旨の保証、設計、市場性もしくは特定の目的に対する適合性に関する保証または取引、使用もしくは商慣習から生ずる保証を含むいかなる明示的または黙示的保証も行いません。お客様は、このことを同意したうえで本ソフトウェアを使用するものとします。

2 本ソフトウェアのインストールまたは、使用に関連してお客様に直接的または間接的に発生する障害（ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合を含む。また、通常損害、特別損害、結果損害を問わない）について、当社は一切責任を負いません。

3 当社は、損害発生の可能性について事前に通知を受けていた場合であっても、お客様が逸失した収益もしくは利益またはその他の特別損害、間接損害もしくは拡大損害に関して一切責任を負いません。

4 当社は、本ソフトウェアの仕様および関連資料の内容を将来予告なしに変更することがあります。

#### 第7条 輸出

お客様は、日本国外のいかなる者に対しても、本ソフトウェアを輸出または移転してはならないこととします。

#### 第8条 準拠法

本契約は、日本法に従って解釈されるものとします。

#### 第9条 完全合意

本契約は、本契約書に規定された本ソフトウェアに関する両当事者の最終かつ完全なる合意を形成しており、お客様と当社との間で行われた本契約締結前のすべての書面および口頭による提案ならびにそれらに関して両当事者間で交わされた書面および口頭によるすべての連絡および通信に優先するものとします。

以上